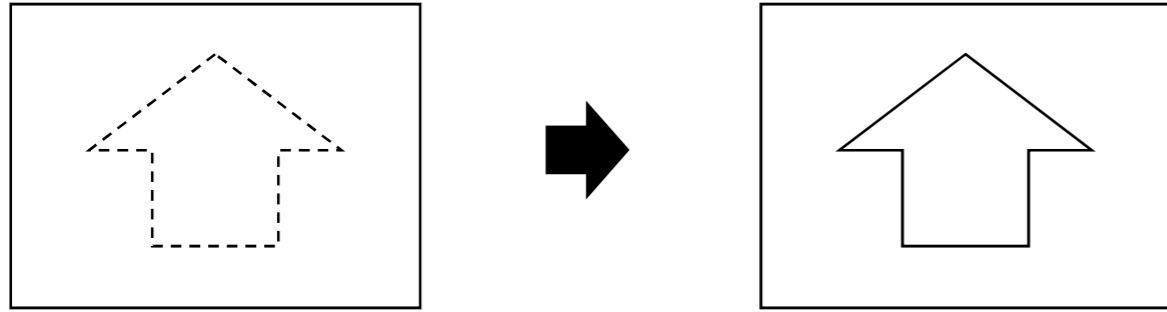


建築基準法違反とは…。

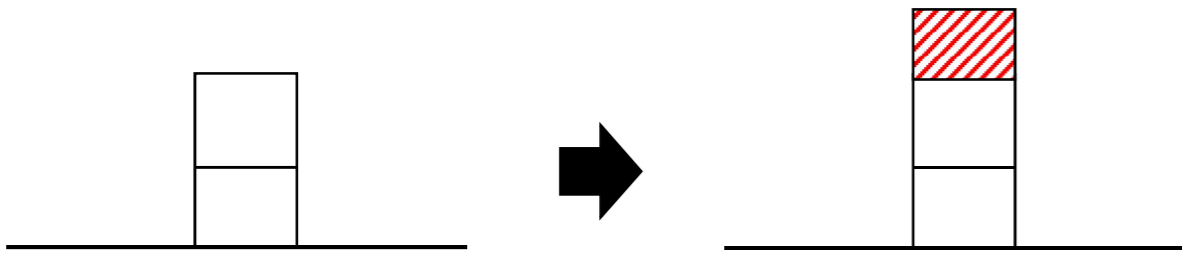
手続きを行うことなく建築物を建てる。(建築基準法第6条違反)

- ・市街化区域に無届で建築物を建築する。
 - ・市街化調整区域に無届で建築物を建築する。(他法令違反に該当する可能性があります。)
- ※建築物：一戸建て住宅に限らず、付属するカーポートや物置等も対象となります。

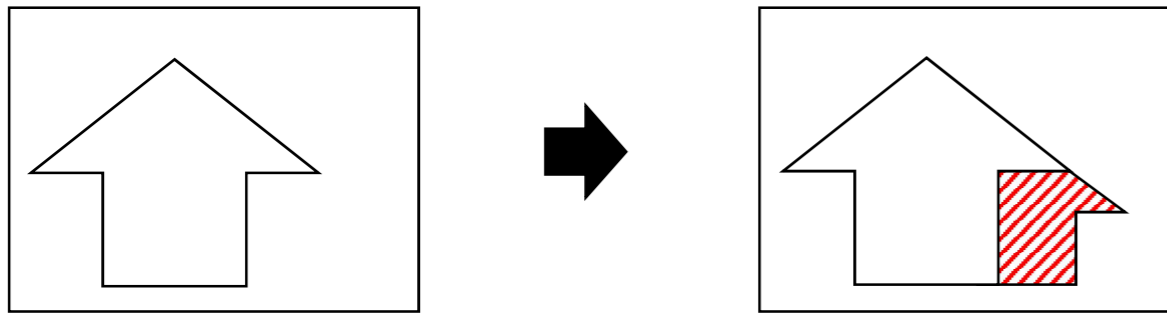


手続等を行うことなく増築。(建築基準法第6条違反)

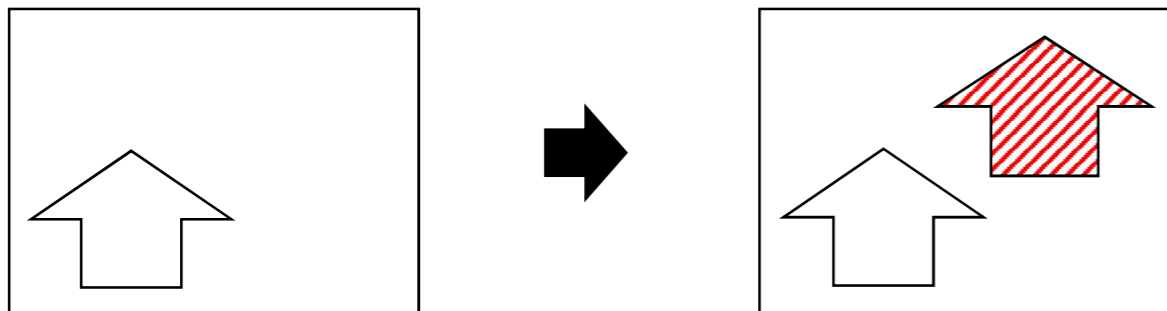
【縦増築】2階建てを3階建てに増築(他の条文も適用され、複数の違反となる可能性があります。)



【横増築】既存建築物に一体で増築を行う。

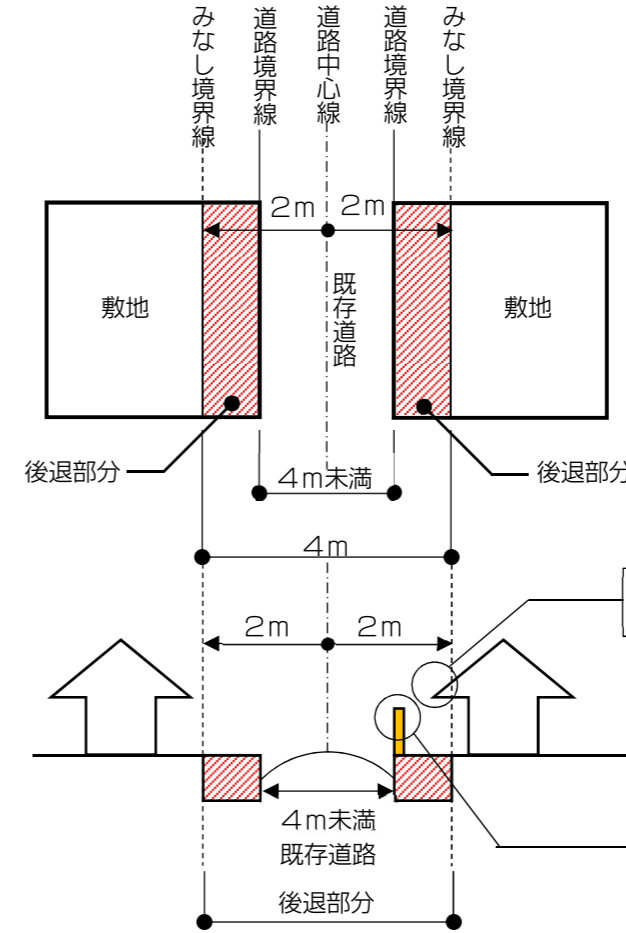


【横増築】既存建物の他に別棟で増築を行う。



道路に建築物の一部や門・塀等がはみ出る。(建築基準法第44条違反)

道路内に建築物の一部や門・塀などが突出する。



注) 建築基準法でいう『道路』は一般的な道路と捉え方が異なります。

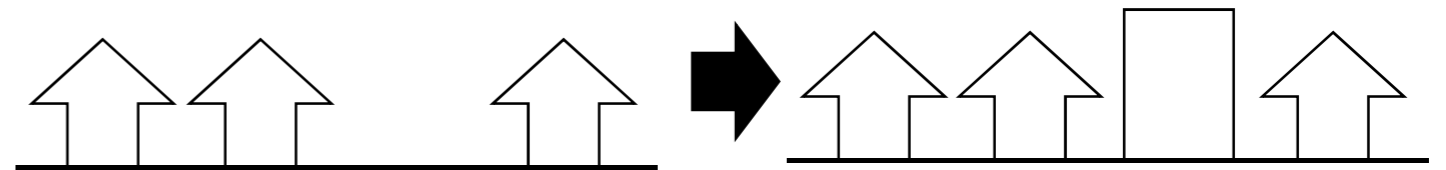
後退部分は建築物や庇、塀などを突出させてはならない。また、確認申請上は自身の所有地であっても、建築基準法上は敷地面積から除外する。

庇などを突出させてはならない。

塀などを築造してはならない。

用途地域に適しない建築物を建てる。(建築基準法第48条違反)

例) 第一種低層住居専用地域内に『単独の事務所、車庫等』を建築。



建築物の建築を計画される際は、事前に建築士へご相談ください。
 違反は自己責任です。
 工事の施工停止・除去・使用禁止などの行政命令を行うことがあります。
 命令に従わない場合は、罰則が適用されます。
 (3年以下の懲役又は300万円以下の罰金)※法人の場合は1億円以下の罰金